

耳から元気に！高齢者「聞こえ」サポート事業について

1 事業の目的

軽度・中等度難聴になるとコミュニケーションが困難になり、人との関わりの減少から社会的孤立につながり、活動量の低下や QOL の低下につながる恐れがある。

軽度・中等度難聴のある高齢者に対し、補聴器購入の費用を一部助成することにより高齢者の社会参加を支えとともに QOL の維持及び介護予防につなげる。

2 対象世帯

福井市に住民登録のある 65 歳以上の高齢者で、以下の要件を満たす方

- ① 両耳の聴力レベルが、30 デシベル以上 70 デシベル未満
- ② 耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が必要であると認める
- ③ 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象にならない
- ④ 世帯全員の住民税が非課税の世帯（生活保護受給者世帯を含む）
- ⑤ 市税の滞納がないこと

3 助成対象

管理医療機器番号のある補聴器及びその付属品

4 助成額

補聴器購入費として購入費用の 3 分の 2（最大 5 万円）補助

※千円未満の端数がある場合は切り捨て

5 予算額

6,500 千円（130 件分）

※予算の範囲内で行うため、予算額に達し次第終了となる（先着順）

6 申請方法

- ・ 9月1日から申請受付を開始（申請期限：令和9年1月29日まで）
- ・ 申請書類を「地域包括ケア推進課に提出・郵送」

令和8月9月1日開始

補聴器購入費用の一部を助成します

助成金額

補聴器購入費として **最大5万円** 助成（補聴器購入費用の3分の2）

※補聴器本体および付属品（管理医療機器番号のあるもの）

対象者（以下のすべてを満たす方）

- ① 福井市に住所を有する **65歳以上**の方
- ② 市民税 **非課税世帯**（生活保護受給者世帯を含む）の方
- ③ 両耳の聴力レベルが **30デシベル以上70デシベル未満**
- ④ **耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用が必要であると認める方**
- ⑤ 聴覚障がいによる身体障害者手帳の **交付対象にならない方**

注意事項

- ① **購入前に必ず市への申請が必要**
- ② **福井市内の耳鼻咽喉科の医師の診察が必要**
（受診料・検査料および医師の意見書の作成料等は自己負担になります。）
- ③ 補聴器は **管理医療機器番号**があるもの
- ④ 集音器は助成の対象となりません

申請から購入までの流れ

1 申請書の入手

市ホームページまたは市窓口から入手

- ・購入費助成金交付申請書
- ・医師意見書

2 耳鼻咽喉科医に受診

医師意見書をご持参のうえ、耳鼻咽喉科の医師のいる医療機関へ受診
補聴器が必要と認められた場合、医師に意見書の作成を依頼

3 補聴器の見積書の取得

補聴器販売店で補聴器の見積書を取得
※**市の決定前の購入は助成対象になりません。**この時点での購入はできません

4 市へ申請

必要書類をそろえて以下の方法で市役所へ提出

- ・窓口提出
- ・郵送

<窓口・郵送先>

地域包括ケア推進課

〒910-8511 福井市大手3-10-1別館1階

申請に必要な書類

- ①申請書、②医師が記載した意見書、③見積書、④申請者の本人確認書類の写し

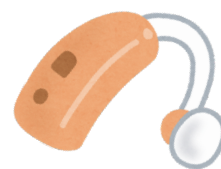
① 受付後、内容を審査し、助成金の交付決定通知書を郵送

② **交付決定通知書がご自宅に届いた後、補聴器を購入**

③ 領収書の写し等、必要書類をそろえて市役所へ提出

④ 助成額の確定後、指定口座に助成金を振り込みます

申請締切
令和9年
1/29
(金)



お申込み・問い合わせ先

福井市地域包括ケア推進課

☎ 0776-20-5400

8:30～17:15（ただし、土・日曜・祝日を除く）

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kfukusi/kaigoyobo/hotyouki.html>